

# 島根県報

第一、四三七号

平成十五年一月二十一日

(火曜日)

## 目次

告示	生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(長寿社会課)	一
届出	生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	"	一
	保安林予定森林	(森林整備課)	二
	国土調査の指定	(用地対策課)	二
	地籍調査の成果の認証	"	二
	道路の区域の変更	(道路整備課)	三
	道路の供用開始	"	三
	特定調達公告	"	六
	歴史民俗博物館建設工事実施設計業務に係る随意契約の相手方等	(営繕課)	七

## 告示

## 示

島根県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月二十一日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 板垣医院	出雲市里方町八七二番地	平成十五年一月一日
医療法人 福田内科医院	松江市北堀町三三・二三	平成十五年一月一日
石橋歯科医院	浜田市京町二七	平成十五年一月一日
桜江歯科医院	邑智郡桜江町大字川戸一〇二番地五	平成十五年一月六日
堀江薬局 エル店	簸川郡大社町北荒木六一五・二	平成十四年十月一日

島根県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月二十一日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
板垣医院	出雲市里方町八七二番地	平成十四年十二月三十一日
福田内科医院	松江市北堀町三三・二三	平成十四年十二月三十一日
石橋歯科医院	浜田市京町二七	平成十四年十二月三十一日

島根県告示第四十四号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年一月二十一日

島根県知事 澄 田 信義

一 保安林予定森林の所在場所

大田市川合町川合字芋原三六二五の二、三六四〇の一、三六四一、三六四三の一、三六四三の二、三六四四、三六四五、三六六三の三、三六六五甲、三六六五甲一、三六六五の二、三六六六の一、五一〇七、五一一三、五一一五、五二二八から五二二二まで、五二二三から五二二六まで、五二二七の一、五二二八の一、五二二八の二、五一四〇の一、五一五四、五一五六の一、五一五七の一、五一五八、五一五九、五一六一、五一六三、五一六五、五一六六、五一六六の一、五一六七、字石井四六八九の三から四六八九の五まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第四十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十五年一月二十一日

島根県知事 澄 田 信義

平成十四年十一月一日	国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
佐田町	佐田町淀西・和江島地区	告示の日から平成十五年三月三十一日まで		

島根県告示第四十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年一月二十一日

島根県知事 澄 田 信義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
五箇村	平成十四年度	七枚 地籍図 地籍簿	小路・那久路	平成十五年一月十日
川本町	平成十四年度	十六枚 1冊	川本(1)	平成十五年一月十日
島根町	平成十三年度	三十四枚 2冊	大芦5	平成十五年一月十日
瑞穂町	平成十四年度	三十六枚 1冊	萩原2	平成十五年一月十日



"		"		"		"		"		"			
田所国府線		浜田作木線		大田桜江線		湯里停車場祖式線				温泉津川本線			
江津市有福温泉町本明五三三五番四地先から同町五二三番五地先まで		邑智郡石見町大字日貫三三九五番七地先から同大字四〇七三番地先まで		邑智郡桜江町大字谷住郷三九五八番九地先から同大字五五二六番三地先まで		邇摩郡温泉津町湯里大字西田二七五三番一地先から同大字二七八〇番四地先まで		邇摩郡温泉津町井田大字井田イ九三二番一地先から同大字イ九三二番七地先まで		邇摩郡温泉津町井田大字井田イ三五七番一地先から同大字イ九三二番一地先まで			
A	後 B	前		後	前	後	前	後	前	後	前	後	
		B	A									B	A
五・〇〇 二七・〇〇	二六・〇〇 四二・〇〇	二六・〇〇 四二・〇〇	五・〇〇 二〇・〇〇	一五・〇〇 三五・〇〇	六・〇〇 一五・〇〇	一三・〇〇 二二・〇〇	四・〇〇 九・〇〇	七・五〇 三五・〇〇	三・三〇 八・五〇	一三・〇〇 一八・〇〇	七・五〇	一四・〇〇 四三・〇〇	六・五〇 七・五〇
三三九・〇〇	一〇五・〇〇	一〇五・〇〇	一二五・〇〇	二九三・〇〇	二九三・〇〇	一五一・〇〇	一五一・〇〇	三三九・〇〇	三四〇・〇〇	四〇・〇〇	四〇・〇〇	二八〇・〇〇	二九二・〇〇
浜田土木建築事務所				川本土木建築事務所								大田土木建築事務所	
"	市道移管	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消		"	"	"	"	"	"	拡幅	"	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。

		"		"		"		"		"		"	
		益田阿武線		益田阿武線		益田阿武線		益田阿武線		益田阿武線		益田阿武線	
		益田澄川線		益田澄川線		益田澄川線		益田澄川線		益田澄川線		益田澄川線	
		江津市有福温泉町本明五〇二番一地从先から同町一三九三番五地先まで		江津市有福温泉町本明五〇二番一地从先から同町一三九三番五地先まで		江津市有福温泉町本明五〇二番一地从先から同町一三九三番五地先まで		江津市有福温泉町本明五〇二番一地从先から同町一三九三番五地先まで		江津市有福温泉町本明五〇二番一地从先から同町一三九三番五地先まで		江津市有福温泉町本明五〇二番一地从先から同町一三九三番五地先まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
						B	A	A		B	A	B	B
五・一〇 一三・五〇	五・一〇 六・二〇	三・五〇 一〇・八〇	三・五〇 四・八〇	三・五〇 九・六〇	三・五〇 三・六〇	一〇・〇〇 八一・〇〇	一〇・〇〇 一四・〇〇	一〇・〇〇 一四・〇〇	八・〇〇	一一・四〇	八・〇〇	二〇・〇〇 六五・〇〇	二〇・〇〇 六五・〇〇
五〇・〇〇	五〇・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	二五七・〇〇	三七四・〇〇	三七四・〇〇	八〇・〇〇	一〇〇・〇〇	八〇・〇〇	三〇三・〇〇	三〇三・〇〇
"	"	"	"	拡幅	"	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	"	仮設道撤去	ダブルウェイ解消	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	ダブルウェイ解消 市道移管



道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所または土木事務所 の名称	備考
県道	湯里停車場祖式線	邇摩郡温泉津町湯里大字西田二七五三番一地先から同大字二七八〇番四地先まで	三三九・〇〇メートル	平成十五年三月一日	大田土木建築事務所	
"	温泉津川本線	邇摩郡温泉津町井田大字井田イ三六四番三地先から同大字イ九三一七番七地先まで	四一〇・〇〇	平成十五年二月二十一日	"	
"	津和野田万川線	益田市桂平町二三一一番一地先から同町二三一一番一地先まで	一一〇・〇〇	平成十五年二月一日	益田土木建築事務所	
"	"	益田市桂平町七六九番地先から同町八九九番一地先まで	二四〇・〇〇	"	"	
"	須川谷田原線	鹿足郡口原町大字須川字釜ヶ釜道下ター一〇五番三地先から同大字字河内道下五五番一地先まで	一〇〇・〇〇	平成十五年一月二十一日	津和野土木事務所	

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年1月21日

島根県知事 澄田信義

- 1 役務の名称及び数量  
歴史民俗博物館建設工事 実施設計業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県土木部営繕課営繕企画係 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成14年12月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社横総合計画事務所 代表取締役 横文彦

東京都渋谷区鉢山町13番4号

5 随意契約に係る契約金額  
186,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第6号の規定による。

